

# 第22回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月12日（金）午後15時00分から午後16時55分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員（14人）

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	12 番	七 條 光 寛
〃	13 番	遠 藤 政 雄

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

5 番	山 内 徳 彦
6 番	香 川 国 彦

第2 報告第1号 事務局職員の任免について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地等のあっせん申し出について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第5号 現況証明願について

議案第6号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について

議案第7号 農業委員会の適正な事務実施に係る「平成30年度の目標  
及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」並びに「平成  
31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	角 田 淳 二
農地兼振興係長	飯 島 康 孝
事務局職員	本 田 莉 菜

## 6. 会議の概要

事務局長 (角田局長)	ただいまより第22回土幌町農業委員会総会を開催いたします。 なお、本日の総会出席委員ですが14名全員出席いただいておりますので定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。 それでは、農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	<b>【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】</b>
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 続きまして、渡邊会長からご挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	皆さん、こんにちは。 4月になり種芋の引き取りも終わりました、今年は雪も少なく春耕期も間近になりましたが、土壌凍結の方はまだまだ入っているようなこともございます。また、本年は町議選ということで皆さんそれぞれお忙しい日々をお過ごしかと思います。 本日は総会の前段で農地小委員会、農業振興小委員会も開催されまして、何かと大変スケジュール盛り沢山となっております。総会議案も沢山あるそうですので、よろしくお願ひしたいと思います。
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 以降の議事の進行につきましては、規定によりまして会長が務めることになっておりますので渡邊会長よろしくお願ひします。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願ひます。
事務局 (角田局長)	<b>【会務報告を朗読】</b>
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理
1番 (森本代理)	ありません。
渡邊議長	佐藤農地小委員長
2番 (佐藤委員)	ありません。

渡邊議長

足立農業振興小委員長

3番  
(足立委員)

ただ今、会務報告にありました第1回農業振興小委員会の協議内容につきまして皆様に説明したいと思います。今回の協議では、今年度の農業委員会視察研修のざっくりとした日程と視察に行く時期をいつにするか小委員会で検討をさせていただきました。その中で今回は来年度が改選期ということもあり、このメンバーで視察に行くのは最後になるとのことで道内視察ではありますが、2泊3日の予定で行いたいとのこと。そして、夏場の農作業が忙しい時期は難しいと判断をしまして、11月下旬から12月上旬の例年、視察研修に行っている時期に行ってみたらどうかとのことで意見がまとまりました。この件につきまして皆様のご意見がもしあれば、参考にさせていただきたいと思います。この日程でよろしければ、夏頃までに視察候補先などを事務局と小委員会で検討し、皆様にお示ししたいと思っています。この方向で進めたいと思いますが、皆様どうでしょうか。

渡邊議長

皆さん、よろしいでしょうか。

全員

はい。

3番  
(足立委員)

ありがとうございます。今後は農業振興小委員会と事務局で進めますが、その都度、何か決まりましたら皆様に報告をさせて頂きたいと思います。また、皆様の方から何か要望があれば私または事務局の方にいつでも参考になる意見を聞かせて頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

渡邊議長

みなさんの方から会務報告について何かありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。  
続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。5番山内徳彦委員、6番香川国彦委員よろしくお願いいいたします。  
それでは、議事に入りたいと思います。報告第1号事務局職員の任免について事務局説明願います。

事務局  
(飯島係長)

報告第1号事務局職員の任免について、士幌町農業委員会事務局設置規程第3条の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条の規定により報告し、承認を求める。平成31年4月12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

【報告第1号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長	承認を求めるとのことですが、何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとします。 次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による報告について事務局説明願います。
事務局 (飯島係長)	報告第2号農地法第18条第6項の規定による報告について次のとおり、 合意による賃貸借契約の解約通知があったので報告します。平成31年4月 12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実  <b>【報告第2号、議案書をもとに朗読と説明】</b>
渡邊議長	それでは番号1番から3番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
4番 (渡邊委員)	地番〇〇〇〇〇の周りは誰の所有で誰が借りているのですか。
2番 (森本代理)	〇〇〇〇さんの畑で〇〇〇〇さんが借りています。ちなみに地番〇〇〇〇〇は堆肥を置いているのですが、まだ山にあるので今回は解約という形になりました。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとします。 次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局 (飯島係長)	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。平成31年4月12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実  <b>【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】</b>
渡邊議長	それでは所有権移転番号1番の件につきまして調査員の報告を求めます。



1 番  
(森本代理) 先日、現地を確認して参りました。〇〇〇〇さんから〇〇さんに〇〇〇〇  
をするための申請です。〇〇さんは現在、後継者として農業に従事しており  
ます。保有している機械の能力、農業に従事する家族の状況から見ても農地  
の使用貸借を受けても農地の全てを効率的に利用できると思われま

渡邊議長 番号6番に件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありません  
か。

全員 ありません。

渡邊議長 森本代理、退席願います。  
それでは番号7番の件につきまして調査員の報告を求めます。

8 番  
(中田委員) 先日、現地を確認して参りました。〇〇〇〇さんは経営耕作地の全てを適  
切に耕作されています。保有している機械の能力、農業に従事する家族の状  
況から見ても農地を借り受けても農地の全てを効率的に利用できると思わ  
れます。

渡邊議長 それでは番号7番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はあり  
ませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 森本代理、着席願います。

4 番  
(渡邊委員) 先ほどの所有権移転番号1番の件で質問があります。申請があった面積と  
譲渡人の経営状況の土地の面積が違いますがなぜですか。

事務局  
(飯島係長) 確認して後で報告します。

渡邊議長 他にありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 続きまして番号8番の件につきまして調査員の報告を求めます。

8番 (中田委員)	先日、現地を確認して参りました。〇〇〇〇さんは経営耕作地の全てを適切に耕作されています。保有している機械の能力、農業に従事する家族の状況から見ても農地を借り受けても農地の全てを効率的に利用できると思われれます。
渡邊議長	それでは番号8番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
8番 (中田委員)	先ほどの所有権移転番号1番の件の面積の差ですが、道路用地ではないでしょうか。
事務局 (本田事務員)	申し訳ありません。面積の差の原因が分かりました。先月総会時の〇〇〇さんの現況証明で〇〇〇㎡がありました。その面積が譲渡人の経営状況の面積から引かれていませんでした。今回申請のありました面積と譲渡人の経営状況の面積は同じ〇〇〇〇〇〇〇㎡です。訂正をお願いします。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第1号は承認されたものとします。 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
事務局 (飯島係長)	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。平成31年4月12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実  <b>【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】</b>
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第2号は承認されたものとします。

渡邊議長	次に議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願います。
事務局 (飯島係長)	議案第3号農地等のあっせん申し出について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成31年4月12日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実  【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは所有権移転番号1番の件につきまして意見質問を求めます。
6番 (香川委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、香川委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして貸借番号2番の件につきまして意見質問を求めます。
5番 (山内委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、山内委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号3番の件につきまして意見質問を求めます。
6番 (香川委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、香川委員よりこの件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。



渡邊議長	<p>それでは議案第3号は承認されたものとします。</p> <p>次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。</p>
事務局 (飯島係長)	<p>議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について審議願います。平成31年4月12日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第4号、議案書をもとに朗読と説明】</b></p>
渡邊議長	<p>それでは所有権移転番号1番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
渡邊議長	<p>続きまして貸借権設定番号2番3番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
渡邊議長	<p>続きまして番号4番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
渡邊議長	<p>続きまして番号5番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
渡邊議長	<p>続きまして番号6番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
渡邊議長	<p>続きまして貸借権設定番号7番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。</p>

全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号8番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号9番10番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号11番から16番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号17番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
事務局 (角田局長)	それでは番号18番に入る前に議長の任を解き、会長の指名により議長の選出をお願いします。
渡邊議長	それでは森本代理を議長に指名します。
森本臨時議長	渡邊会長、退席願います。 これより番号18番〇〇〇〇さんの件につきまして審議いたします。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
森本臨時議長	ないようですので番号18番は承認されたものとします。 渡邊会長、着席願います。
渡邊議長	それでは森本議長の任を解きます。 続きまして番号19番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号20番から23番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
事務局 (角田局長)	それでは番号24番に入る前に議長の任を解き、会長の指名により議長の選出をお願いします。
渡邊議長	それでは森本代理を議長に指名します。
森本臨時議長	渡邊会長、退席願います。 これより番号24番〇〇〇さんの件につきまして審議いたします。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
森本臨時議長	ないようですので番号24番は承認されたものとします。 渡邊会長、着席願います。
渡邊議長	それでは森本議長の任を解きます。 続きまして番号25番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
3番 (足立委員)	この利用権の期間は新しいものですか。
事務局 (飯島係長)	以前、設定しました利用権の残り期間です。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号26番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

4 番 (渡邊委員)	利用権の終期が〇〇〇〇年〇月〇〇日とありますが、使える期間は5年間でよろしいでしょうか。
事務局 (飯島係長)	はい。以前の契約の終期も〇月〇日になっておりました。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号27番から31番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
渡邊議長	番号27番と28番は別れているのはなぜですか。
事務局 (本田事務員)	番号27番は使用貸借です。申し訳ありません。番号19番と27番ですが訂正をお願いします。利用権設定等の種類の欄に賃借権と記載されていますが、正しくは使用貸借権です。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号32番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号33番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第4号は承認されたものとします。 次に議案第5号現況証明願について事務局より説明願います。
事務局 (飯島係長)	議案第5号現況証明願について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成31年4月12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実 <b>【議案第5号、議案書をもとに朗読と説明】</b>

渡邊議長	それでは番号1番の件につきまして調査員の報告を求めます。
2番 (佐藤委員)	先日、現地を確認して参りました。ご覧の位置図のとおり、現地には牛舎が建っており、農地・採草放牧地以外になっていることを報告します。
渡邊議長	それでは、この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号2番の件につきまして調査員の報告を求めます。
11番 (河村委員)	先日、現地を確認して参りました。現在は農地・採草放牧地以外になっていることを報告します。
渡邊議長	それでは、この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
3番 (足立委員)	この申請地は町の防風林かと初め思いましたが、河川用地以外の部分で飛び地として残ったところですね。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号3番の件につきまして調査員の報告を求めます。
3番 (足立委員)	先日、現地を確認して来ましたところ、現在は農地・採草放牧地以外になっていることを確認しましたのでご報告いたします。
渡邊議長	それでは、この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第5号は承認されたものとします。 次に議案第6号農地法第3条に規定する下限面積の設定について事務局より説明願います。

事務局 (飯島係長)	<p>議案第6号農地法第3条に規定する下限面積の設定について今年度の下 限面積の設定について、次のとおりとしたいので審議願います。平成31年 4月12日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実</p> <p><b>【議案第6号、議案書をもとに朗読と説明】</b></p>
渡邊議長	ただ今の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	<p>ないようですので、議案第6号は承認されたものとします。</p> <p>次に議案第7号農業委員会の適正な事務実施に係る「平成30年度の目標 及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」並びに「平成31年度の目 標及びその達成に向けた活動計画(案)」について事務局より説明願います。</p>
事務局 (飯島係長)	<p>議案第7号農業委員会の適正な事務実施に係る「平成30年度の目標及び その達成に向けた活動の点検・評価(案)」並びに「平成31年度の目標及 びその達成に向けた活動計画(案)」についてこのことについて、次のとお り作成し町内農業者等から意見・要望等を求めることとしたい。平成31年 4月12日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実</p> <p><b>【議案第7号、議案書をもとに朗読と説明】</b></p>
渡邊議長	ただ今の件につきまして意見質問等ありましたら出していただきたいと 思います。意見質問はありませんか。
4番 (渡邊委員)	総農家戸数より認定農業者数が多いのは一個人で2法人を経営している などと解釈でよろしいですか。
事務局 (飯島係長)	総農家戸数は2015年の農林業センサスの数字になっているので総農 家戸数は認定農業者数と同じか少ないかと思うのですが、認定農業者数は平 成31年3月31日現在のもので調査年度が異なるため、このような記載に なりました。
7番 (上山委員)	認定農業者の再認定は5年に1度ですが、離農した人の数もその期間中は 含まれているのではないのでしょうか。
渡邊議長	他にありませんか。

全員

ありません。

議長

ないようですので、議案第7号は承認されたものとします。  
以上をもちまして土幌町農業委員会第22回総会を閉会いたします。

午後4時55分 閉会